

サービスの ご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。



※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付*1

0120-708-110 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。



※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



受付時間:
いずれも土日
祝日、年末
年始を除く

・電話介護相談	: 9:00~17:00
・法律相談	: 9:00~17:00
・税務相談	: 14:00~16:00
・社会保険に関する相談	: 9:00~17:00
・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00

0120-285-110 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護関連サービス

- ・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

生活支援サービス

- ・法律・税務相談 *1
- ・社会保険に関する相談 *2
- ・暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります。保険約款により、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として(学)名古屋電気学園が有します。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

■ お問い合わせ先・事故受付先

- 取扱代理店 株式会社 エイアイテック(メディアショップ Com・Com) Tel.0565-43-1555(受付時間 月~金(平日)9:00~17:00) 〒470-0392 豊田市八草町八千草1247(愛知工業大学 AITプラザ内)
- 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
- ご意見・ご相談先 担当室 名古屋営業第二部 金融公務室 Tel.052-201-2046(受付時間 月~金(平日)9:00~17:00) 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル
- 平日夜間・土日祝日の事故のご連絡・ご相談は 東京海上日動安心110番 ☎0120-119-110 (事故受付センター)

新入生保護者の皆様へ

生徒総合保障制度の ご案内2017

(団体総合生活保険)

団体割引15%が
適用されています

愛知工業大学名電高等学校

お申込締切日

平成29年3月31日(金)

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、同封の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

愛知工業大学名電高等学校の生徒総合保障制度は、ご卒業までを安心してお過ごしいただけるように学校生活をガードします。

この生徒総合保障制度は、学校法人名古屋電気学園を契約者とし、愛知工業大学名電高等学校の生徒を被保険者とする「団体総合生活保険」の団体契約です。

1. 学校生活に安心の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレット別紙「補償の概要等」をご覧ください。

その1 賠償責任(国内外補償)

生徒自身はもちろん、ご家族が日本国内外を問わず日常生活の偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)なし)。社会的な関心が高まっております、自転車運転中に相手にケガなどの損害を与えてしまった場合も補償の対象となります。また、預かり品に対する賠償事故や情報機器内のデータのみを損壊した場合のデータ再作成費用等(500万円限度)も補償します。



※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は、多くの場合法律上の賠償責任が発生しないため対象となりません。

その2 生徒本人のケガの補償(国内外補償)

生徒自身が急激かつ偶然な外来の事故で
①亡くなられたとき ②後遺障害が生じたとき
③入院されたとき ④通院されたとき ⑤手術されたときに所定の保険金をお支払いします。
また熱中症(日射または熱射により身体に障害が生じた場合)も補償の対象となります。

入院も通院も1日目から補償



その3 捜索救助費用やケガのために入院等をして親族等が駆けつけたときの補償(国内外補償)

生徒本人が搭乗する航空機や船舶が遭難したり、自宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して3日以上入院されたときなどに、親族等の現地までの交通費(2名分各1往復限度)・現地における宿泊料(2名分1名につき14日限度)等が支払われます。

その4 扶養者に万一のことがあった場合の補償(国内外補償) ※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。

■育英費用

扶養者が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合、所定の保険金を全額一度にお支払いします。

■学資費用

扶養者が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡または重度後遺障害が生じた場合、生徒が卒業までに負担する学資費用(毎年の授業料等などの学校納付金)を支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として実費をお支払いします。



2. 補償金額(保険金額)と保険料 団体割引15%が適用されています

補償金額(保険金額)と保険料につきましては、別紙一覧表をご覧ください。

〈注意:1〉本保険は、A・Bタイプは3年間で終了いたします。
〈注意:2〉上記保険料は、学校法人名古屋電気学園全体でご加入者数が500人以上1,000人未満の場合の金額です。
〈注意:3〉学資費用は支払年度ごとの補償金額(保険金額)となっております。学資費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日からA・Bタイプは平成32年4月1日までです。
〈注意:4〉保険料は、職種級別A(学生等)の方を対象としたものです。お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。取扱代理店までお問い合わせください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)(※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

3. 補償期間(保険期間)

平成29年4月1日0時から平成32年4月1日16時まで 3年間

4. お申し込み方法

- ①同封の加入依頼書兼払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、掛金(保険料)をお近くのゆうちょ銀行または郵便局にて払い込みをお願いします。
- ②補償開始約2ヵ月後「加入者票」をお送りいたします。
- ③なお、「加入者票」が未着の場合でも補償開始日(平成29年4月1日)以後の事故については補償されますのでご安心下さい。
- ④**申込締切日/平成29年3月31日(金)までに払い込みをお願いします。**
申込締切日を過ぎて、お申込みいただいた場合、補償開始日(平成29年4月1日)が変更され、お申込み(お振込みの着金日)の翌日午前0時が補償開始日となりますのでご注意ください。
※平成29年4月30日以降にお申込みされる場合、保険料が異なりますので、裏面記載の取扱代理店までお問い合わせ下さい。

＜保険の対象となる方＞

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	子ども傷害補償、救援者費用等	個人賠償責任
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人 *1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族 *2	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚*3のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※賠償責任に関する補償において、ご本人*1の親権者、その他法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。
また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の親族に限ります。))も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。))。

*1 名古屋電気学園に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)、で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

❗ 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。